

様式Ⅰ-3

落札者決定基準に関する質問書に対する回答書

No	ページ	章番号	大項目	中項目	小項目	細項目1	細項目2	項目名	質問内容	回答
1	1	第2章	2	(2)				入札価格審査	設計工事業務と運転管理業務に関して、調査基準価格および失格基準価格が設定するとの記載ですが「上尾市低入札価格取扱要綱」には、建設工事の請負に関する記載はあるものの、運転管理業務委託についての記載が見当たりません。つきましては、運転管理業務委託における調査基準価格および失格基準価格の算出方法又は算定式についてご教示いただけますでしょうか。	運転管理についての定めはないことから、設計工事、運転管理それぞれについて、公告に記載あるように、埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領に準じて調査基準価格及び失格基準価格を算出してください。
2	2	第2章	2	(4)				定量化審査（性能評価）	有効入札参加者が1社又は1グループの場合の性能点に関する失格基準がございましたらお示しいただけますでしょうか。	現状の記載（最も高い性能点の1/3）のとおりです。1社又は1グループの場合の特別な基準はありません。
3	3	第2章	2	(4)				表2 評価項目及び配点	事業計画に関する提案の実施体制項目にある評価の視点について記載されている代表企業とは、入札説明書の別紙1、事業スキームに記載されている設計工事期間及び運転管理期間の代表企業でなく、入札説明書の用語の定義にある本事業の入札参加資格の申請や入札手続き等を行う代表企業として理解すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	3	第2章	2	(4)				表2 評価項目及び配点	事業計画に関する提案のその他提案に記載されている「1.市側の技術継承に関する提案」とは、貴市と事業者が相互に技術向上に資する提案を求めるもの、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。